

神戸市歯科口腔保健推進検討会開催要綱

平成 28 年 12 月 8 日 保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市歯科口腔保健推進条例（平成 28 年条例第 15 号）第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を基本とする施策を実施するにあたり、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との協議を行うため、神戸市歯科口腔保健推進検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 歯科医療等関係者
- (3) 保健医療等関係者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、25 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 4 条 健康局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 健康局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(関係者の出席)

第 5 条 健康局長は、必要があると認めるときは、検討会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、保健課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 12 月 8 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和３年７月１日より施行する。

附 則（令和７年４月２１日）

(施行期日)

この要綱は、令和６年４月１日より施行する。